



老 企 第 5 4 号
平成 1 2 年 3 月 3 0 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局企画課長

通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護並びに介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス（以下「通所介護等」という。）の提供において利用者又は入所者から受け取ることが認められる日常生活に要する費用の取扱いについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「福祉施設基準」という。）、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「保健施設基準」という。）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「療養施設基準」という。）並びに「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第44号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）及び「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）をもってお示しているところであるが、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの（以下「その他の日常生活費」という。）の取扱いについては別途通知することとされていたところ、今般、その基本的な取扱いについて下記のとおり定めるとともに、その他の日常生活費の対象となる便宜の範囲について、別紙によりサービス種類ごとに参考例をお示しするので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾

のないようにされたい。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者、入所者又は入院患者（以下「利用者等」という。）又はその家族等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が通所介護等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者等の嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が利用者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、以下に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- ① 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- ② 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- ③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜は、利用者等又はその家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、事業者又は施設は「その他の日常生活費」の受領について利用者等又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- ④ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- ⑤ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、当該事業者又は施設の運営規程において定められなければならないが、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

(別紙)

各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

- (1) 通所介護及び通所リハビリテーション(居宅サービス基準第96条第3項第5号関係)
- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 - ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (2) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護(居宅サービス基準第127条第3項第5号及び第145条第3項第5号関係)
- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
 - ② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (3) 痴呆対応型共同生活介護(居宅サービス基準第162条第3項第4号関係)
- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (4) 特定施設入所者生活介護(居宅サービス基準第182条第3項第3号関係)
- ① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
- (5) 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス(福祉施設基準第9条第3項第4号関係、保健施設基準第11条第3項第4号及び療養施設基準第12条第3項第4号関係)
- ① 入所者又は入院患者(以下「入所者等」という。)の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
 - ② 入所者等の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
 - ③ 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等)
 - ④ 預り金の出納管理に係る費用
 - ⑤ 私物の洗濯代

(6) 留意事項

① (1) から (5) の①に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。

したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

② (1)、(2) 及び (5) の②に掲げる「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等が想定されるものであり、すべての利用者又は入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

③ (5) の④にいう預り金の出納管理に係る費用を入所者等から徴収する場合には、

イ 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、
ロ 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること、

ハ 入所者等との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、入所者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その横算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

④ 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスの入所者等並びに短期入所生活介護及び短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できないことに留意すること。

⑤ 介護老人福祉施設である特別養護老人ホームは、従来から在宅生活が困難な入所者の生活の拠点としての機能を有しており、介護サービスだけでなく、入所者の日常生活全般にわたって援助を行ってきたところであり、入所者の私物の洗濯等も基本的に施設サービスとして行われてきたものである。したがって (5) の⑤の「私物の洗濯代」については、入所者の希望により區別に外部のクリーニング店に取り継ぐ場合のクリーニング代を除き、費用の徴収はできないものであること。なお、このクリーニング代については、サービスの提供とは関係のない実費として徴収することとなること。

事務連絡

平成12年3月31日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課

有料老人ホームにおける特定施設入所者生活介護の
法定代理受領サービスの利用等について

特定施設入所者生活介護における法定代理受領サービスの利用については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「居宅サービス基準」という。）及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）」において、入所者の同意をもって法定代理受領サービスの利用が可能となる旨等を示しているところであるが、同意に係る書類の市町村等への提出等の取扱いは別途通知することとされていたところ、今般、その取扱い等を下記のとおり定めたので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 法定代理受領サービスに係る同意書類の取扱い

法定代理受領サービスの利用に関する入所者の同意に係る書類の市町村又は国民健康保険団体連合会への提出については、別紙のとおり取り扱う。

なお、事業者は、入所者の同意が適切に記録されるよう、入所者の同意を得た場合には、入所者ごとに同意書を作成するとともに、当該同意書を、指定特定施設入所者生活介護の提供に関する諸記録として保存しなければならないことに留意されたい。

2 償還払いによる場合の取扱い

法定代理受領サービスの利用について、入所者の同意がない場合は、入所者が利用料の全額を事業者を支払ってから介護保険の給付を受ける「償還払い方式」によることとなり、この場合、事業者は、入所者に対し領収証（介護保険法第41条第8項）及びサービス提供証明書（居宅サービス基準第192条において準用する同令第21条）を交付することが必要であるので留意されたい。

(別紙)

特定施設入所者生活介護の法定代理受領に係る同意書類の提出について

○ 特定施設入所者生活介護の法定代理受領については、市町村（当該市町村が審査支払いを国民健康保険団体連合会に委託している場合には当該国民健康保険団体連合会）に対し、代理受領について被保険者の同意を得た旨及びその者の氏名等が記載された書類（同意書類）が提出されていることが要件とされている。その手続は以下のとおり。

1. 提出時期

要介護（要支援）認定を受けて指定特定施設入所者生活介護の利用を開始した入所者のうち、法定代理受領に同意している者について、当該利用開始月の介護給付費請求書等の提出に併せて、翌月10日までに同意書類を提出する。

なお、要介護認定を受けていない入所者等、介護給付費の請求に関係のない者について併せて同意書類を提出しても、その部分については無効である。

2. 提出方法

同意書類は、介護給付費請求を電子媒体又は書面のいずれで行う場合であっても、書面により、保険者である市町村（当該市町村が審査支払いを国民健康保険団体連合会に委託している場合には当該国民健康保険団体連合会）に提出する。

3. 提出回数

同意書類は、一度提出すれば、要介護認定が更新された場合等であっても、その後の提出は不要である。

なお、入所者が他の有料老人ホームに異動した場合は、異動先のホームで新たに提出することとなる。

4. 記載事項及び添付書類

提出書類の記載事項及び添付書類は以下のとおりである。提出書類は別紙様式1によること。また、③（同意書）は別紙様式2によることを基本とするが、記載事項を満たす限りにおいて、これによらないことも可能である。

- ① 事業者名、事業所名称、事業所番号、所在地及び連絡先電話番号
- ② 代理受領の同意を得た旨、同意を得た入所者の氏名、保険者番号及び被保険者番号
- ③ 個々の入所者の同意書の写し（別添として添付。原本は事業者が保存。）

同意書の記載事項は以下のとおり。

ア 同意年月日

- イ 入所者の記名押印又は署名
- ウ ①の事業者による代理受領に入所者が同意する旨
- エ 同意の日が特定施設入所者生活介護の利用開始後である場合には、いずれの日以降分の保険給付の法定代理受領に同意するかを明示すること。

5. 同意が撤回された場合の取扱い

同意が撤回された場合には、その旨の書類の提出が必要である。

当該書類を提出していない場合、入所者が償還払い方式により直接市町村に介護給付費を請求しても、支払いは行われぬ。

当該書類の記載事項は、上記4. の例による。

(別紙様式1)

年 月 日 提出

〇〇市町村長 (〇〇国民健康保険団体連合会) 殿

事業者名称：〇〇株式会社

事業所名称：〇〇ホーム

事業所番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

所在地：〒〇〇〇-〇〇

〇〇県 . . .

連絡先：電話番号

当有料老人ホームにおける特定施設入所者生活介護の提供に関し、入所者に代わり居宅介護サービス費及び居宅支援サービス費の支払いを受けることについて、別添のとおり下記入所者の同意を得ております。ついては、介護保険法施行規則第64条（同令第85条において準用する場合を含む。）の規定により本書を提出しますので、〇年〇月請求分以降の支払いについて宜しくお取り計らい願います。

記

入所者の氏名	保険者番号	被保険者番号

(別紙様式2)

法定代理受領サービスに関する同意書

私は、有料老人ホーム「〇〇ホーム」(事業所番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。以下「事業者」という。)が私に対して提供する介護サービス(指定特定施設入所者生活介護)について、介護保険法第41条第6項(同法第53条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、事業者が私に代わって介護保険の保険給付(居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費)の支払いを受けることに同意します。

年 月 日

氏 名 : 〇〇 〇〇 印

保険者番号 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

被保険者番号 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(注) 同意の日が特定施設入所者生活介護の利用開始後である場合は、本文中「介護保険の保険給付」を「〇年〇月〇日以降分の介護保険の保険給付」と記載すること。